

第12章 環境における各種基盤施策

第1節 公害の防止、健康被害者の救済

1 公害防止協定【環境活動推進課】

県は、大気汚染物質などの排出量が大きく地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある6社10工場（2025年3月31日現在）と、関係市町村とともに公害防止協定を締結し、環境への負荷の低減に努めています（表12-1-1）。

県が締結している公害防止協定の特徴は次のとおりです。

- ① 法令値を上回る厳しい協定値の設定、法令

にない項目についての協定値の設定、監視・測定体制の整備等具体的な公害防止対策を定め、かつ、毎年度その内容について協議すること

- ② 公害関係施設などの設置・変更について事前に協議すること
③ 地域住民の直接の窓口である市町村も協定当事者として参加し、県と協力して効果的な指導を行うこと

表12-1-1 県が当事者となって締結している公害防止協定

締結年月日	対象工場	関係市町村
1971年9月14日	日本製鉄(株)名古屋製鉄所	東海市
1972年11月8日	(株)JERA 西名古屋火力発電所	飛島村
1973年8月23日	出光興産(株)愛知事業所南浜地区	知多市
1974年11月7日	大同特殊鋼(株)生産本部知多工場	東海市
〃	愛知製鋼(株)知多工場	〃
1975年4月18日	(株)JERA 知多火力発電所	知多市
1980年12月23日	(株)JERA 知多第二火力発電所	〃
1987年8月25日	(株)JERA 碧南火力発電所	碧南市、安城市、西尾市、高浜市
1998年6月19日	JERAパワー武豊(同)武豊火力発電所	武豊町、半田市、常滑市、美浜町
2022年9月20日	出光興産(株)愛知事業所北浜地区	知多市

（2025年3月31日現在）

2 公害苦情、公害紛争の処理【環境政策課】

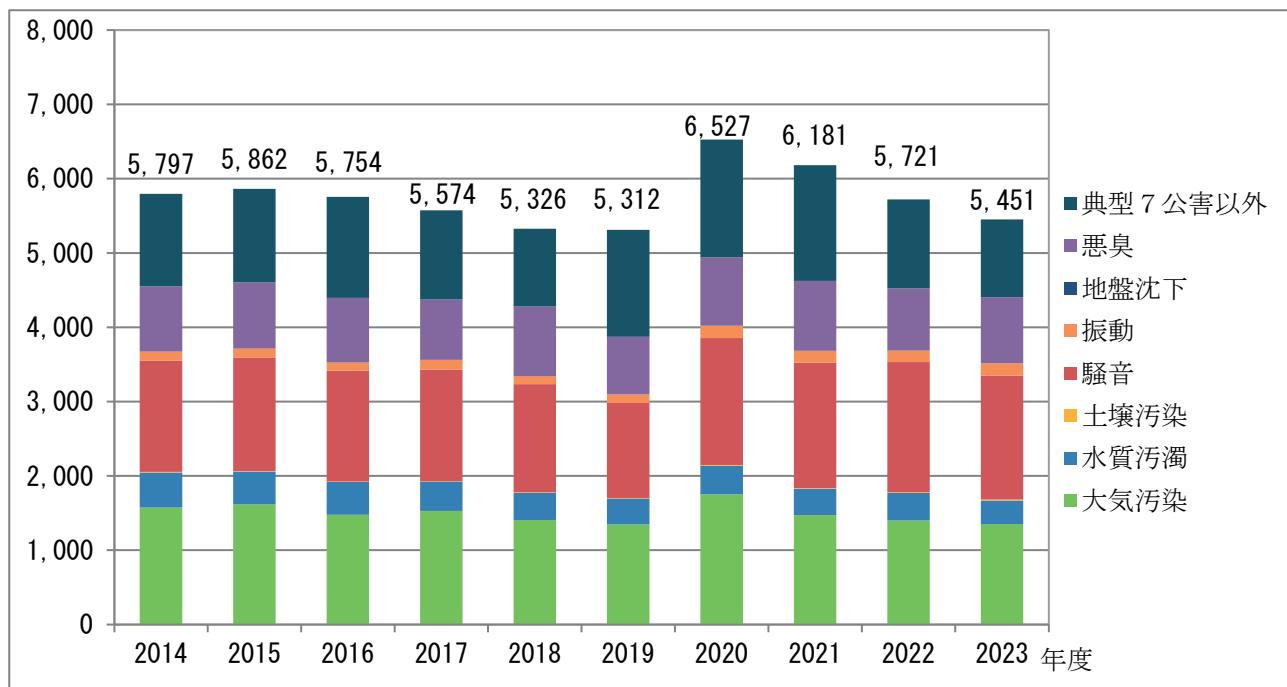
（1）公害苦情の処理状況

公害に関する苦情は、地域住民に直接かかわる問題であり、その適切な処理は住民の生活環境を保全するうえで重要です。公害苦情については、原則として地域住民とより密接な関係にある市町村においてその処理を行い、県では2以上の市町村にまたがる広域的なもの、処理に高度で専門的な技術を要するものなど、市町村で処理することが困難な苦情について市町村に協力し、処理に当たることにしています。

2023年度に県内の市町村等が受け付けた公害苦情の件数は5,451件（前年度からの繰越件数を含めた公害苦情総件数は5,492件）で、前年度に比べて270件減少しました（図12-1-1）。

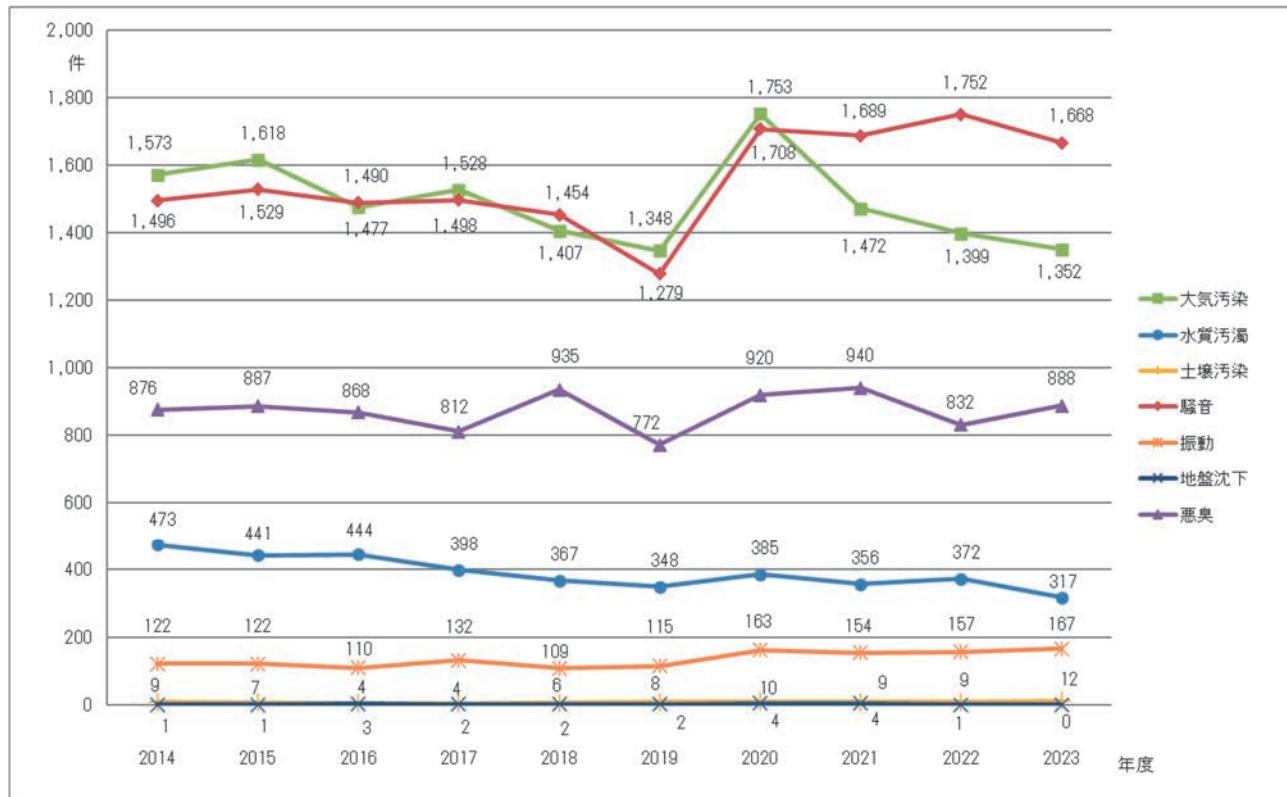
また、公害苦情を典型7公害（環境基本法第2条第3項に規定する大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭）と典型7公害以外に分けると、典型7公害は4,404件（80.8%）、典型7公害以外は1,047件（19.2%）となっています。典型7公害の苦情件数を種類別に見ると、騒音（1,668件）、大気汚染（1,352件）、悪臭（888件）の順となっています（図12-1-2）。

図 12-1-1 公害苦情処理件数及び種類別割合



(資料) 環境局・公害等調整委員会調べ

図 12-1-2 種類別典型 7 公害苦情件数の経年変化



(資料) 環境局・公害等調整委員会調べ

(2) 公害紛争の処理状況

公害苦情が解決されなかった場合は、公害苦情が公害紛争にまで発展することがあります。公害に関する紛争を迅速かつ適切に解決するため、**公害紛争処理法**により、重大事件、広域処理事件等は総務省の外局である公害等調整委員会が、それ以外は県公害審査会が、あっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）を行うものとされています。

県では、1970年11月に、**公害紛争処理法**及び**愛知県公害審査会の設置等に関する条例**に基づき**愛知県公害審査会**を設置し、公害紛争の処理に当たっています。2024年度中に同審査会が扱った事件は、調停事件5件です。

また、2024年度までに受け付けた事件の累計は106件（あっせん4件、調停102件）であり、これらの事件の中では、騒音に係るものが76件（うち48件は他の公害との複合）と最も多くなっています。

3 公害健康被害者の救済【水大気環境課】

1974年9月に施行された**公害健康被害補償法**
(1988年3月から**公害健康被害の補償等**に関する

法律に題名改正)に基づき、名古屋市及び東海市のそれぞれ一部が大気汚染系疾病の地域に指定されたことから、県及び名古屋市は、この地域に一定期間以上居住又は通勤し、気管支ぜん息等の指定疾病にかかっていると認定された公害健康被害者に対して、療養の給付、障害補償費等6種類の補償給付及び家庭療養指導等の公害保健福祉事業を行っています。

なお、1988年3月1日をもって大気汚染系疾病的地域指定は全て解除されたため、現在は、公害健康被害者の新たな認定は行われていませんが、既被認定者に対しては従来どおり認定更新、補償給付等を行っています。

認定更新等は、名古屋市の地域については名古屋市が、東海市の地域については県が実施しており、それらに要する費用については、硫黄酸化物を排出する全国の工場・事業場から徴収される汚染負荷量賦課金、自動車重量税のほか、一部国費・県費が充てられています。

認定状況などについては表12-1-2、表12-1-3のとおりです。

表12-1-2 公害健康被害者認定状況（東海市地域分）

(単位：人)

2024年 3月末 患者数	転入	取消等					2025年 3月末 患者数	参考 (2025年3月末)	
		死 亡	辞 退	転 出	不 認 定	計		名古屋市の 患者数	県内の 患者数 の合計
257	0	8	0	0	0	8	249	1,476	1,725

(資料) 環境局調べ

表12-1-3 公害健康被害者の認定疾病別内訳（東海市地域分）

(単位：人)

気管支ぜん息	慢性気管支炎	計
245	4	249

(2025年3月末現在)

4 環境犯罪の取締り【警察本部生活経済課】

近年、循環型社会を目指す国の方針により、環境意識の啓発や、適正なリサイクルを可能とするシステムの構築など、環境犯罪を発生させない社会基盤の整備が推進される中、産業廃棄物を大量に不法投棄、不法焼却するなどの悪質な環境犯罪や引っ越しの際に出たごみなどの一般人による不法投棄等が後を絶ちません。

警察では、環境破壊の拡大防止に向けた早期発見・早期検挙活動を推進するとともに、法を軽視する産業廃棄物処理業者、暴力団及びその関係者が介在するなど組織的かつ悪質な環境破壊犯罪

に対し、重点的な取締りを推進してきました。

今後も、行政指導を行う関係機関等と緊密な連携を保持し、産業廃棄物不法投棄等悪質な環境犯罪の取締りを強化し、環境被害の防止に努め、「環境首都あいち」の実現を目指し総合的な環境犯罪対策を推進します。

表 12-1-4 環境犯罪の検挙件数（2024 年）

適用法令	件数（件）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	217
動物愛護管理法	14

(資料) 警察本部調べ

第2節 環境影響評価の実施

1 環境影響評価制度【環境活動推進課】

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業を行うことによって環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して県民、知事、市町村長等から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境保全の見地からより望ましい事業計画にしていく制度です。

1997年6月に環境影響評価法（以下本節において「法」という。）が制定されたことを受け、環境影響評価制度の充実・強化を図るため、県は、1998年12月に環境影響評価に関する手続等を定めた愛知県環境影響評価条例（以下本節において「条例」という。）を制定しました。

条例では県独自の対象事業や愛知県環境影響評価審査会の設置等を定めており、法とともに制度の適正な運用に努めています。

（1）対象事業

法では、道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、廃棄物最終処分場、公有水面の埋立て・干拓、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、新都市基盤整備事業、流通業務団地、工業団地及び住宅団地の造成、港湾計画のうち、規模が大きく、環

境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業を対象としています。

また、条例では、法の対象事業（港湾計画を除く。）に加え、ごみ焼却施設、し尿処理施設、産業廃棄物焼却施設、下水道終末処理場、工場・事業場、農用地及びレクリエーション用地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取等の事業についても対象事業としています。

（2）環境影響評価条例の手続

条例の手続は、大きく分けて、①計画段階環境配慮書に係る手続、②環境影響評価方法書に係る手続、③環境影響評価準備書に係る手續、④環境影響評価書に係る手續、⑤事後調査に係る手續の5つの段階に分けられます（図 12-2-1）。

① 計画段階環境配慮書に係る手續

事業者は、事業の位置や規模、建造物などの構造、配置を検討する段階で、原則として複数の案について、重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮する必要がある事項を、既存資料などを用いて検討し、「配慮書」としてまとめ、公表します。

事業者は、県民や知事などからの意見や社会性、経済性なども踏まえて事業計画を決めて、次の方法書以降の手続に反映することになります。

② 環境影響評価方法書に係る手続

地域の特性を踏まえた環境アセスメントを行うため、事業者は、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかの計画などを「方法書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民や知事などからの意見を踏まえて、環境アセスメントの方法を決めて、実施します。

③ 環境影響評価準備書に係る手続

事業者は、方法書の手続を経て決定した項目や方法に従って実施した調査・予測・評価の結果や環境保全対策の検討の結果などを「準備書」としてまとめ、公告し、縦覧します。

事業者は、県民や知事などからの意見を踏まえて、次の評価書を作成することになります。

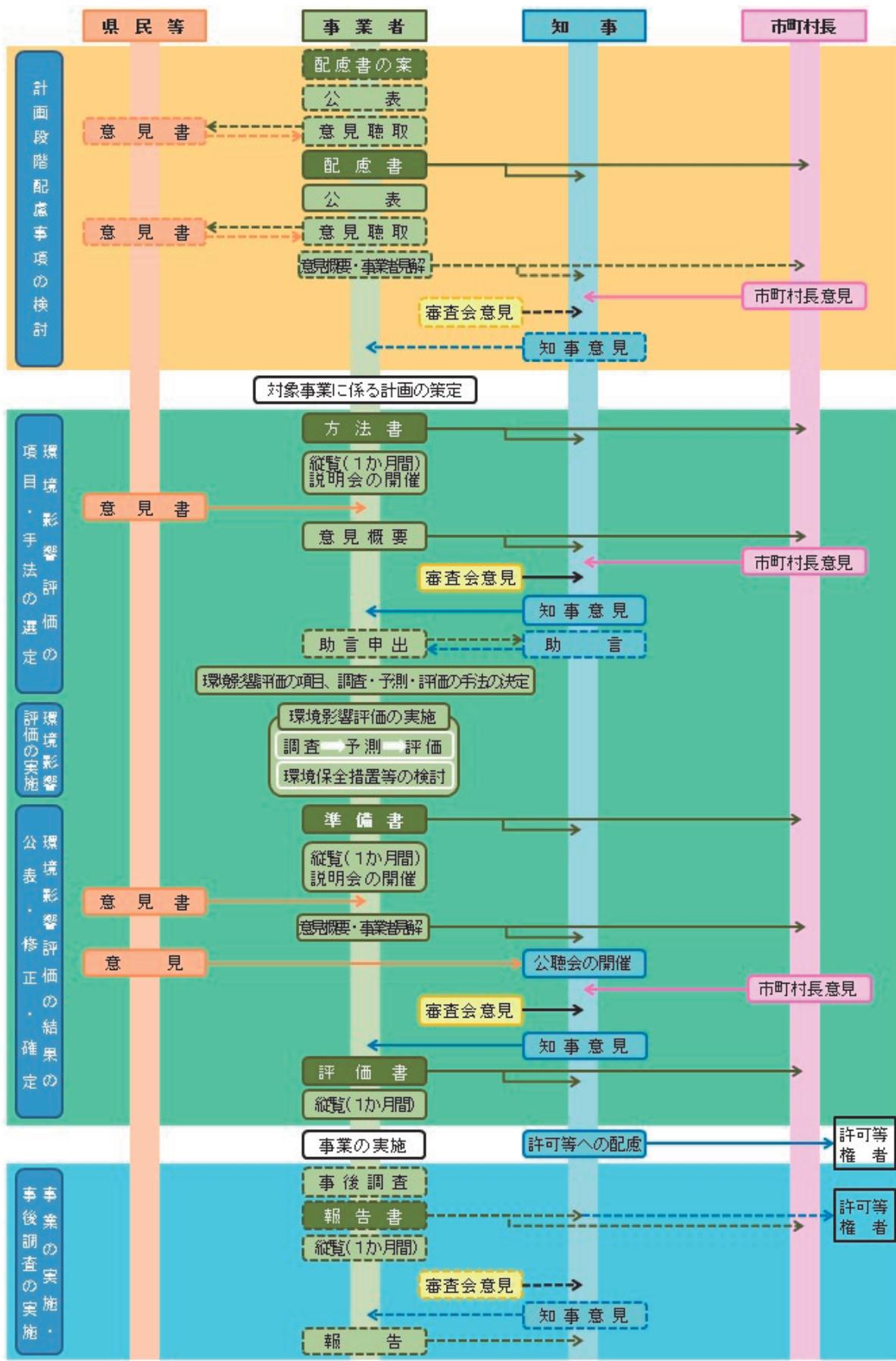
④ 環境影響評価書に係る手続

事業者は、準備書についての意見の内容を検討し、必要に応じて準備書の内容を見直した上で、「評価書」としてまとめ、公告し、縦覧します。この公告までは事業を行うことはできません。

⑤ 事後調査に係る手続

工事に着手した後でも、工事中や供用後の環境の状況などを把握するために、「事後調査」が必要な場合があります。たとえば、環境の保全のための対策の実績が少ない場合やその効果に不確実性が大きい場合などに、事後調査の必要性が検討されます。

図 12-2-1 愛知県環境影響評価条例の手続の概要



(注) 点線は、必要に応じて行われる手続きを示す。

第3節 企業の環境保全活動の支援

環境調和型企業活動の推進【環境活動推進課】

持続可能な社会を実現するためには、NPO、事業者、行政などあらゆる主体が自主的・積極的に環境に配慮した行動をとる必要があります。

中でも事業者は、経済活動の担い手として、エネルギーや資源の消費、廃棄物の排出など、事業活動が環境に与える影響を絶えず自覚し、環境に配慮した取組を積極的に進めていくことが求められています。

環境マネジメントシステムは、事業者が自らの活動が周りの環境にどのような影響を与えているのか把握して、その影響を低減するための方針

や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業場内の体制・手続のこととで、多くの事業者がこのシステムを取り入れています。

環境マネジメントシステムには国際認証規格 ISO14001 のほか、中小企業においても環境配慮の取組を進めることができますように、環境省がガイドラインを策定した「エコアクション21」などがあります。県は中小企業における取組を促進するため、関係団体等と協力してエコアクション21の認証取得を希望する企業を支援する研修会を実施しています。

第4節 県の事務・事業における環境配慮の推進

1 環境マネジメントシステムの推進【環境活動推進課】

県は、2001年1月、県庁本庁舎、西庁舎、自治センターを対象として国際認証規格ISO14001の認証を取得するとともに、2004年2月からは対象範囲を三の丸庁舎始め7総合庁舎まで拡大して、環境負荷低減の取組を進めてきました。

また、ISO14001の認証の対象外となっていた地方機関においても、愛知県独自の簡易な環境マネジメントシステムである「あいちエコマネジメント」を2006年度から導入し、取組を進めてきました。

認証から10年以上が経過し、職員の環境に対する意識や取組が定着したことから、県では2012年度にISO14001の認証を返上するとともに、従来の「あいちエコマネジメント」を全庁的に見直し、2013年度から全庁全所属に導入しました。

新たな環境マネジメントシステムはISO14001と同じレベルのもので、その中核である「あいちエコスタンダード(愛知県庁の環境保全のための行動計画)」や「グリーン調達」などの取組を推進しています。

2 あいちエコスタンダードの推進【環境活動推進課】

県は、事務事業における環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、1997年度に具体的な取組目標を定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」(通称:「あいちアクションプラン」)を策定し、取組を進めてきました。

2010年12月に実施した2回目の全面改定において、通称を「あいちエコスタンダード」に変更しました。また、2022年1月には、地球規模で深刻化する海洋プラスチック問題等を鑑み、4回目の改定を行いました(第1章第1節を参照)。

2024年度の「あいちエコスタンダード」の取組結果は表12-4-1のとおりです。いずれの項目も、基準年度と比較して減少しています。引き続き、目標の達成に向けて、取組の徹底を図っていきます。

3 グリーン調達の推進【環境活動推進課】

県は、県民の生活環境の保全等に関する条例第88条第1項及び「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」に基づき、対象となる特定調達物品の判断の基準及び目標値を定めた「愛知県環境物品等調達方針」を毎年度作成して、グリーン調達の取組を推進しています。

2024年度の調達率は、表12-4-2のとおりです。

今後も率先してグリーン調達を推進するとともに、環境物品等への需要の転換を促進していきます。

表12-4-1 あいちエコスタンダードの実績^{注1}

省エネに係る目標		2024年度実績 ^{注2} 基準年度（2013年度）比	目標 (2030年度)
省エネ部門	エネルギー消費量 【事務事業（水道事業・下水道事業以外）】 (原油換算・単位面積当たり)	▲15.8%	▲54.7%
	エネルギー消費量【水道事業】 (原油換算・取水量当たり)	▲15.4%	▲21.3%
	エネルギー消費量【下水道事業】 (原油換算・処理水量当たり)	▲23.6%	▲24.2%
省資源に係る目標		2024年度実績 基準年度（2018年度）比	目標 (2025年度)
省資源部門	水道使用量	▲15.4%	▲7%
	用紙購入量	▲14.8%	▲7%
	可燃ごみ排出量	▲17.7%	▲14%

温対法の実行計画に係る目標	2023年度実績 ^{注3} 基準年度 (2013年度) 比	目標 (2030年度)
温室効果ガス排出量 【事務事業（水道事業・下水道事業以外）】(CO ₂ 換算)	▲42.4%	▲69.2%
温室効果ガス排出量【水道事業】 (CO ₂ 換算・取水量あたり)	▲22.7%	▲69.2%
温室効果ガス排出量【下水道事業】 (CO ₂ 換算・処理水量あたり)	▲23.3%	▲53.8%

(注1) 指定管理者制度施設を含む。

(資料) 環境局作成

(注2) 2023年4月1日に「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」が施行され、原油換算するための係数が変更されたことに伴い、2024年度実績は当該係数を使用。

(注3) 2024年度の電気の排出係数は未公表のため、2023年度実績が最新値。

表12-4-2 財やサービスの購入に関する取組結果（環境物品等の調達結果/数量ベース）

(単位：%)

分野	2024 年度調達率 () 内は 2023 年度実績	分野	2024 年度調達率 () 内は 2023 年度実績
紙類	99.6 (99.7)	自動車等	95.9 (97.4)
文具類	97.2 (97.9)	消火器	96.7 (99.0)
エアゾール製品	72.2 (86.2)	制服・作業服等	87.5 (90.9)
燃料	100 (100)	インテリア・寝装寝具	96.3 (91.3)
オフィス家具等	92.4 (92.6)	作業手袋	51.9 (54.7)
画像機器等	94.1 (95.6)	その他繊維製品	57.5 (28.9)
電子計算機等	97.6 (98.5)	旗・のぼり・幕	43.1 (78.3)
オフィス機器等	99.5 (99.7)	モップ	77.8 (79.9)
移動電話等	98.4 (91.6)	設備	100 (100)
家電製品	89.4 (92.0)	災害備蓄用品	99.7 (99.8)
温水器等	75.0 (93.8)	役務	98.7 (97.7)
照明	95.6 (90.3)	ごみ袋	78.7 (91.3)

(資料) 環境局作成

第5節 環境に関する調査・研究

1 環境調査センターにおける調査・研究等

【環境調査センター】

環境調査センターは、県の環境行政を科学的、技術的に支えるための調査研究機関として設置

され、大気、水質、騒音などの調査・研究を行っています（図12-5-1）。

このほかにも、市町村職員向けの研修などを実施しています。



環境調査センター（本所）



環境調査センター（東三河支所）

図12-5-1 環境調査センターの主な業務



環境調査（大気や水質等の監視）



気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析



発生源調査（規制基準等の適合状況の把握）



分析技術の開発・研究



環境情報の収集・解析・提供



自然環境に係る調査・研究



環境学習に関する事業の実施



研究成果の発表

(1) 調査

県内の大気、騒音、水質などの環境の状況を把握する環境調査や、工場・事業場からのはい煙、排出水等に係る規制基準の適合状況等を把握する発生源調査を行っています（表 12-5-1）。

(2) 研究

大気汚染物質や水質汚濁物質などの環境中における挙動や分析技術の開発などについて研究を行っています。また、これらの研究成果は、学会での発表や、所報、環境調査センターの Web ページへの掲載などを通じて広く公表しています（表 12-5-2）。

表 12-5-1 2024 年度に実施した主な調査の概要

区分		主な調査
環境調査	大 気	<ul style="list-style-type: none"> 沿道自動車排出ガス調査 酸性雨等の実態調査（湿性沈着物調査、乾性沈着物調査） フロン類等調査（大気中の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質濃度測定） 石炭利用等に伴う大気汚染物質実態調査 PM2.5 環境調査
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 新幹線鉄道騒音振動調査 道路交通騒音振動調査 航空機騒音調査
	水質・土壤	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質調査・底質調査 伊勢湾広域総合水質調査 土壤汚染状況調査 油ヶ淵流域水環境調査
	地下 水	<ul style="list-style-type: none"> 地下水質の概況調査 過去に判明した汚染状況把握のための地下水質調査
	放 射 能	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境の空間線量調査 降下物（雨水やちり）調査 土壤、海水等の放射性物質濃度調査
発生源調査	大 気 関 係	<ul style="list-style-type: none"> 法規制指導 (はい煙発生施設検査、揮発性有機化合物排出施設検査、水銀排出施設検査、アスベスト解体現場等調査) 条例規制指導 (有害物質排出工場検査、炭化水素系物質発生施設検査)
	悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> 発生源周辺等の悪臭測定調査、悪臭排出状況調査、規制手法検討調査
	水 質 関 係	<ul style="list-style-type: none"> 法規制指導 (特定事業場水質検査、指定地域内事業場水質検査)
	廃棄物 関 係	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設等検査 (浄化槽、し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場) 産業廃棄物溶出試験 産業廃棄物最終処分場浸出液検査・周辺調査
	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> 法規制指導 (排出ガス、排出水、廃棄物処理施設からのはいじん、燃え殻等検査)

(資料) 環境局作成

表 12-5-2 環境調査センターにおける主な環境保全研究の実施状況（2024 年度）

研究テーマ	主な内容
法的規制が河川水質に及ぼす効果に関する予備的研究	<p>工場等からの排出水に適用される規制基準の強化により、排出先の河川等の水質の改善が期待される。</p> <p>本研究では、県が各調査機関と連携し集積してきた公共用水域等水質調査結果のうち全亜鉛に注目し、2006 年に行われた水質汚濁防止法関係法令の改正（亜鉛含有量の排水基準強化）で、河川水中の全亜鉛濃度にどのような変化が生じたかを考察する。</p> <p>2024 年度は、調査対象期間を 1991～2022 年度、調査対象地点を庄内川等水系のうち 4 か所とした全亜鉛濃度の時系列モデルを作成し、法令改正の前後で特徴的な変化があったかを解析した。</p>
河川プラスチックごみの実態把握に関する研究	<p>国際問題となっている海洋プラスチックごみについて、海域での調査研究が盛んに実施されているものの、海域への主要な流出ルートである河川に関する調査研究は少ない。このため、河川のプラスチックごみの調査研究として、国立環境研究所との共同研究に参画し、河川マイクロプラスチックごみの排出実態に関する基礎的な知見を得るとともに、県内の河川マイクロプラスチックの実態を調査する。</p> <p>2024 年度は、尾張・西三河・東三河地域の各河川でマイクロプラスチックの調査を行い、河川マイクロプラスチックの個数密度の地域差について把握した。</p>
環境水中ノニルフェノールの測定方法に関する検討	<p>県では、2014 年度より、水生生物の保全に係る環境基準の項目としてノニルフェノールの測定を行っている。環境庁告示第 59 号付表 11 に規定されている測定方法（以下、「公定法」という。）は、固相抽出を実施後にシリカゲルカラムによる精製を実施することになっているが、前処理操作が煩雑で分析に時間を要する。当センターでは愛知県環境調査センター所報第 43 号（2015 年度）において、試料の精製にシリカゲルカートリッジを用いることで、操作を簡便化しつつ公定法と同等の測定結果が得られることを報告している。</p> <p>本研究では、固相抽出法を検討し、測定方法の簡便化及び夾雑物の影響の低減を目指す。</p> <p>2024 年度は、前年度検討した固相抽出法での分析精度を確認するため、実試料による添加回収試験、精製効果、公定法との比較検討を行った。</p>
三河湾における水質環境の変動に関する研究	<p>伊勢湾・三河湾では、これまでの工場排水対策や下水道設備等の陸水対策により、公共用水域へ流入する汚濁負荷は減少しており、その結果、当該海域における全窒素及び全燐の長期的推移は改善傾向にある。一方で、COD の長期的推移は横ばいであり、環境基準達成率は全窒素及び全燐と比較して低い。</p> <p>本研究では、COD 濃度の年平均値が高い三河湾を対象として、これまでの測定結果を解析し、項目ごとまたは海域ごとの特徴や変動を把握する。</p> <p>2024 年度は、広域総合水質測定データ及び公共用水域調査結果を用いて海域ごとの特徴や変動を把握するとともに、全有機炭素の測定を行い、COD と全有機炭素の関係を解析した。</p>

(資料) 環境局作成

(3) 他機関との共同研究

2022 年度から、国立環境研究所及び地方環境研究所と共同で「災害時等における化学物質の網羅的簡

易迅速測定法を活用した緊急調査プロトコルの開発」について研究し、実際の災害時に活用可能な緊急環境調査の方法を検討しました。

2 その他の県試験研究機関における研究開発

【産業科学技術課、農業経営課、林務課、水産課】

県の試験研究機関には、環境調査センターのほかにも、あいち産業科学技術総合センター、農業総

合試験場、森林・林業技術センター及び水産試験場があり、それぞれの立場から環境保全や適正な管理に関する研究開発等を行っています(表 12-5-3)。

表 12-5-3 県試験研究機関（環境調査センターを除く。）における環境保全等に関する研究開発の実施状況（2024 年度）

試験研究機関	研究テーマ
あいち産業科学技術総合センター	<ul style="list-style-type: none">○ 環境に調和した生産加工技術の確立のための研究を実施<ul style="list-style-type: none">1 水素の製造・活用技術に関する研究2 バイオマスを活用した研究開発
農業総合試験場	<ul style="list-style-type: none">○ 気候変動等の環境変化に対応した持続可能な農業の推進<ul style="list-style-type: none">1 地球温暖化等の生産環境に対応する技術の開発2 環境に配慮した持続的農業技術の開発
森林・林業技術センター	<ul style="list-style-type: none">○ 森林の整備による多面的機能の発揮のための試験研究を実施<ul style="list-style-type: none">1 成長の早い苗木及び花粉の少ない苗木の生産・育林技術の開発2 健全な森林育成技術の開発
水産試験場	<ul style="list-style-type: none">○ 漁業生産の場である水域の調査や漁場環境の改善に関する試験研究を実施<ul style="list-style-type: none">1 赤潮や有害生物の発生状況のモニタリング調査2 貧酸素水塊、苦潮の発生状況調査や漁業被害軽減技術に関する研究3 下水道放流水中の窒素・リン濃度を増加させる社会実験の効果調査及び海域における適正栄養塩レベルの解明と栄養塩管理技術の開発

(資料) 環境局、経済産業局、農業水産局及び農林基盤局作成